

\*\*\*\*\*  
\*  
\* 柏原市議会定例会議案 \*  
\*  
\* 令和5年第2回 \*  
\*  
\*\*\*\*\*

(令和5年6月1日)

## 目 次

令和5年6月1日 定例会

議案等番号	議 案 等 名	ページ
報 告 第 3 号	専決処分報告について 「専決第3号 柏原市市税条例の一部改正について」	1
報 告 第 4 号	専決処分報告について 「専決第4号 令和4年度柏原市一般会計補正予算（第14号）」	7
報 告 第 5 号	専決処分報告について 「専決第5号 令和5年度柏原市一般会計補正予算（第2号）」	17
報 告 第 6 号	専決処分報告について 「専決第6号 損害賠償の額の決定について」	24
報 告 第 7 号	令和4年度柏原市一般会計予算の継続費繰越計算報告について	26
報 告 第 8 号	令和4年度柏原市一般会計予算の繰越明許費繰越計算報告について	28
報 告 第 9 号	令和4年度柏原市水道事業会計予算の繰越しについて	30
報 告 第 10号	令和4年度柏原市下水道事業会計予算の繰越しについて	32
議案第26号	訴えの提起について	34
議案第27号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	36
議案第28号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	37
議案第29号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	38
議案第30号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	39

議案第 3 1 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	4 0
議案第 3 2 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	4 1
議案第 3 3 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	4 2
議案第 3 4 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	4 3
議案第 3 5 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	4 4
議案第 3 6 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	4 5
議案第 3 7 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	4 6
議案第 3 8 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	4 7
議案第 3 9 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	4 8
議案第 4 0 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	4 9
議案第 4 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	5 0
議案第 4 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	5 1
議案第 4 3 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	5 2
議案第 4 4 号	柏原市市税条例の一部改正について	5 3
議案第 4 5 号	柏原市国民健康保険条例の一部改正について	5 7

議案第46号	柏原市国民健康保険条例及び柏原市介護保険条例の一部改正について	59
議案第47号	柏原市自転車駐車場条例の一部改正について	61
議案第48号	令和5年度柏原市一般会計補正予算（第3号）	63
議案第49号	令和5年度柏原市市立柏原病院事業会計補正予算（第1号）	77

報告第3号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和5年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

記

専決第3号 柏原市市税条例の一部改正について

専決第3号

柏原市市税条例の一部改正について

柏原市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年3月31日専決

柏原市長 富宅正浩

## 柏原市条例第7号

### 柏原市市税条例の一部を改正する条例

柏原市市税条例(平成2年柏原市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第36条中「又は」の次に「第5号の15の2様式若しくは」を加え、「によって」を「により」に改める。

第42条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第43条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第103条第1項及び第5項並びに第106条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第14条第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第20条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第20条の2第3項中「附則第15条第26項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第3号」を「附則第15条第25項第3号」に改め、同条第6項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第7項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第8項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第9項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第10項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第11項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第13項を次のように改める。

13 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第20条の3第11項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第29条の2を削り、附則第29条の2の2を附則第29条の2とし、附則第29条の2の3を附則第29条の2の2とする。

附則第29条の6第3項を削る。

附則第30条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」と



あるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「3,500円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「5,200円」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第30条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第39条中「第14項、第16項、第25項、第32項、第39項若しくは第44項」を「第13項、第15項、第24項、第31項、第38項、第43項若しくは第46項」に改める。

附則第48条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### (固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の柏原市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以

下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の柏原市市税条例附則第29条の2及び第29条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第30条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第18号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第39条の規定の適用については、同条中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

報告第4号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和5年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

記

専決第4号 令和4年度柏原市一般会計補正予算（第14号）

専決第4号

令和4年度柏原市一般会計補正予算（第14号）

令和4年度柏原市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,323千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,989,292千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月31日専決

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		5,645,421	17,232	5,662,653
	1 地方交付税	5,645,421	17,232	5,662,653
15 府支出金		2,087,183	21,650	2,108,833
	2 府補助金	431,221	21,650	452,871
16 財産収入		628,007	△ 19	627,988
	1 財産運用収入	17,137	△ 19	17,118
19 諸収入		1,135,522	△ 37,459	1,098,063
	3 貸付金元利収入	373,283	△ 340	372,943
	5 雑収入	736,185	△ 37,119	699,066
22 自動車取得税交付金		0	919	919
	1 自動車取得税交付金	0	919	919
歳入合計		30,986,969	2,323	30,989,292

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 農 林 水 産 業 費		108,566	2,682	111,248
	2 林 業 費	10,248	2,682	12,930
9 教 育 費		2,998,899	△ 359	2,998,540
	1 教 育 総 務 費	794,542	△ 359	794,183
歳 出 合 計		30,986,969	2,323	30,989,292

令和4年度柏原市一般会計補正予算（第14号）説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
10		地方交付税	5,645,421	17,232	5,662,653			
	1	地方交付税	5,645,421	17,232	5,662,653			
		地方交付税	5,645,421	17,232	5,662,653			
						1 地方交付税	17,232	特別交付税

(款) 15 府支出金

(項) 2 府補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明	
						区 分	金 額		
15		府支出金	2,087,183	21,650	2,108,833				
	2	府補助金	431,221	21,650	452,871				
		1	総務費府補助金	21,700	21,650	43,350			
							1 総務管理費補助金	21,650	振興補助金



## (款) 16 財産収入

## (項) 1 財産運用収入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
16		財産収入	628,007	△ 19	627,988				
	1	財産運用収入	17,137	△ 19	17,118				
		2	利子及び配当金	1,196	△ 19	1,177	1	利子及び配当金	△ 19

## (款) 19 諸収入

## (項) 3 貸付金元利収入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
19		諸収入	1,135,522	△ 36,540	1,098,982				
	3	貸付金元利収入	373,283	△ 340	372,943				
		2	奨学金貸付金元金収入	1,922	△ 340	1,582	1	奨学金貸付金元金収入	△ 340

## (項) 5 雑入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
5	2	雑入	736,185	△ 37,119	699,066				
		雑入	735,055	△ 37,119	697,936				
						1 雑入	△ 37,119	その他雑入	

## (款) 22 自動車取得税交付金

## (項) 1 自動車取得税交付金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
22	1	自動車取得 税交付金	0	919	919				
		自動車取得 税交付金	0	919	919				
		自動車取得 税交付金	0	919	919	1 自動車取得税交付 金	919	自動車取得税交付金	

歳 出

(款) 5 農林水産業費

(項) 2 林業費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
5		農林水産業費	108,566	2,682	111,248		2,682			
	2	林業費	10,248	2,682	12,930		2,682			
		1 林業振興費	10,248	2,682	12,930		2,682			
								24 積立金	2,682	3 基金 森林環境譲与税基金積立金

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
9		教育費	2,998,899	△ 359	2,998,540	△ 359				
	1	教育総務費	794,542	△ 359	794,183	△ 359				
		3 奨学基金費	1,951	△ 359	1,592	その他				
						△ 359		20 貸付金	△ 1,550	1 奨学基金貸付事業
								24 積立金	1,191	奨学金貸付金 △ 1,550
										2 基金
										奨学基金積立金 1,191

報告第5号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和5年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

記

専決第5号 令和5年度柏原市一般会計補正予算（第2号）

専決第5号

令和5年度柏原市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度柏原市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86,151千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,376,216千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月20日専決

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		4,734,079	86,151	4,820,230
	2 国庫補助金	607,713	86,151	693,864
歳入合計		27,290,065	86,151	27,376,216

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		12,324,837	86,151	12,410,988
	2 児童福祉費	4,364,749	86,151	4,450,900
歳出合計		27,290,065	86,151	27,376,216

令和5年度柏原市一般会計補正予算（第2号）説明書



歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
14		国庫支出金	4,734,079	86,151	4,820,230				
	2	国庫補助金	607,713	86,151	693,864				
		2 民生費国庫補助金	176,803	86,151	262,954				
						2 児童福祉費補助金	86,151	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金（ひとり親世帯分）	44,100
								子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金（ひとり親以外の世帯分）	39,350
								子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金（ひとり親世帯分）	1,212
								子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金（ひとり親以外の世帯分）	1,489

歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
						特定財源	一般財源	区 分	金 額		
3		民生費	12,324,837	86,151	12,410,988	86,151					
	2	児童福祉費	4,364,749	86,151	4,450,900	86,151					
		7 子育て世帯生活支援特別給付金事業費	0	86,151	86,151	国庫支出金 86,151					
								10 需用費 11 役務費 12 委託料 18 負担金、補助及び交付金	34 293 2,374 83,450	1 子育て世帯生活支援特別給付金 給付事業 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 手数料 児童扶養手当システム改修業務委託料 児童手当システム改修業務委託料 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分） 子育て世帯生活支援	14 20 139 154 1,048 1,326 44,100 39,350

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
								特別給付金（ひとり 親以外の世帯分）

報告第6号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第180条第1項の規定及び市長の専決事項の指定についてにより別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、議会に報告する。

令和5年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

記

専決第6号 損害賠償の額の決定について

専決第6号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和5年5月25日専決

柏原市長 富宅正浩

記

事由	事由発生日時・場所	損害賠償の相手方	損害賠償の額	当事者
職員の公務中における公用車での接触事故	令和5年4月12日 午後0時28分頃 大阪府柏原市大字 高井田894番地の1	柏原市外 在住 男性	62,327円	柏原市

報告第7号

令和4年度柏原市一般会計予算の継続費繰越計算報告について

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和4年度柏原市一般会計予算継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

令和4年度 柏原市一般会計予算継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残 額	翌 年 度 通次繰越額	左 の 財 源 内 訳				
				予 算 計上額	前 年 度 通次繰越額	計				繰 越 金	特 定 財 源			
											国府支出金	地方債	その他	
9	教育費	5 社会教育費	府指定史跡清浄泉 斜面保護対策事業	167,400,000	74,400,000	0	74,400,000	15,990,000	58,410,000	58,410,000	10,000		58,400,000	
合計				167,400,000	74,400,000	0	74,400,000	15,990,000	58,410,000	58,410,000	10,000		58,400,000	

報告第8号

令和4年度柏原市一般会計予算の繰越明許費繰越計算報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度柏原市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩



令和4年度 柏原市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	府支出金	地方債	
2 総務費	1 総務管理費	小型ダンプ更新事業	6,094,000	6,094,000					6,094,000
6 商工費	1 商工費	地域応援キャンペーン事業	94,000,000	94,000,000		45,000,000			49,000,000
		アクティビティ関連整備事業	6,000,000	6,000,000					6,000,000
7 土木費	2 道路橋りょう費	山ノ井法善寺線整備事業	9,570,000	9,570,000		4,213,000	3,447,000		1,910,000
	3 都市計画費	柏原駅東地区道路網概略検討業務	6,000,000	6,000,000		2,850,000			3,150,000
9 教育費	2 小学校費	小学校トイレ洋式化事業	171,462,000	171,462,000		41,462,000		129,600,000	400,000
		学校感染症対策等補助事業	11,700,000	11,700,000		5,850,000			5,850,000
	3 中学校費	中学校防火設備改修事業	67,972,000	67,972,000		15,272,000		52,300,000	400,000
		学校感染症対策等補助事業	7,650,000	7,650,000		3,825,000			3,825,000
合 計			380,448,000	380,448,000		118,472,000	3,447,000	181,900,000	76,629,000

報告第9号

令和4年度柏原市水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法第26条第3項の規定により、水道事業会計予算の繰越額の  
使用に関する計画について報告があったので、別紙のとおり報告する。

令和5年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

令和4年度 柏原市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	説明
						国庫補助金	出資金	企業債	損益勘定留保資金		
1 資本的支出	1 建設改良費	施設等整備事業	105,600,000	9,576,600	86,000,000	0	0	17,000,000	69,000,000	10,023,400	事業の遅延による

報告第10号

令和4年度柏原市下水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法第26条第3項の規定により、下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について報告があったので、別紙のとおり報告する。

令和5年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

令和4年度 柏原市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	説明
						国庫補助金	出資金	企業債	損益勘定金 留保資金		
1 資本的支出	1 建設改良費	ポンプ場等 整備事業	422,050,000	65,287,520	319,000,000	140,466,500	0	157,300,000	21,233,500	37,762,480	事業の遅延による

## 議案第26号

### 訴えの提起について

次のとおり、訴えの提起を行う。

令和5年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

### 記

#### 1 相手方

東京都千代田区丸の内1-6-5丸の内北口ビルディング20階  
株式会社ウエスト電力 代表清算人 荒木 健二

#### 2 事件名 損害賠償等請求事件

#### 3 訴えの要旨

本市が締結していた市内の小・中学校や雨水ポンプ場等29施設の電力供給に係る電力契約について、電力供給の停止に伴い当該契約を解除したため、解除により生じる損害の賠償請求及び当該損害に関する債権確認について、次のとおり選択的な請求を併合し訴えを提起する。

##### (損害賠償請求)

- (1) 被告は原告に対し金3931万3848円及びこれに対する令和4年5月1日から支払済みに至るまで年3分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

##### (債権確認請求)

- (1) 原告が被告に対し金3931万3848円の損害賠償請求債権及びこれに対する令和4年5月1日から支払済みに至るまで年3分の割合による遅延損害金請求債権を有することを確認する。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

#### 4 訴訟遂行の方針

- (1) 次の者を訴訟代理人と定める。  
弁護士 井川 一裕
- (2) 第1審判決の結果必要がある場合は上訴する。

議案第27号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業



議案第 28 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第 29 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第30号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第 31 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第 3 2 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第 33 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第34号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第35号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業



議案第36号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第 37 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第38号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第39号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第40号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を本市人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第41号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を本市人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第42号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を本市人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第43号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を本市人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業



議案第 4 4 号

柏原市市税条例の一部改正について

柏原市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 1 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

## 柏原市条例第 号

### 柏原市市税条例の一部を改正する条例

柏原市市税条例(平成2年柏原市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第22条の3第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第26条の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第29条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第31条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の

合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第34条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第41条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「直ちに」を「直ちに、」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第41条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第41条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第41条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第89条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第29条の2第4項及び附則第30条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第22条の3第2項並びに第29条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第31条、第34条、第41条、第41条の2及び第41条の6の改正規定並びに附則第29条の2第4項及び附則第30条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（この条例による改正後の柏原市市税条例（以下「新条例」という。）附則第30条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(2) 第26条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日  
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の柏原市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第26条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき柏原市市税条例第26条の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第89条第1号エ及び附則第30条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第29条の2第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第45号

柏原市国民健康保険条例の一部改正について

柏原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

柏原市国民健康保険条例（昭和42年柏原市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第25条の2第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第46号

柏原市国民健康保険条例及び柏原市介護保険条例の一部改正について

柏原市国民健康保険条例及び柏原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市国民健康保険条例及び柏原市介護保険条例の一部を改正する条例

(柏原市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 柏原市国民健康保険条例(昭和42年柏原市条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則第10項中「令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日をいう。以下この項において同じ。)が定められている保険料」を「令和5年3月31日までに資格を取得したことにより令和5年4月1日以降に普通徴収の納期限が定められている令和4年度分の保険料」に、「令和4年4月1日」を「令和5年4月1日」に改める。

(柏原市介護保険条例の一部改正)

第2条 柏原市介護保険条例(平成12年柏原市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第10条第2項中「令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日をいう。以下この項において同じ。)が定められているもの」を「令和5年3月31日までに第1号被保険者の資格を取得したことにより令和5年4月1日以降に普通徴収の納期限が定められている令和4年度分の保険料」に、「令和4年4月1日」を「令和5年4月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。



議案第 47 号

柏原市自転車駐車場条例の一部改正について

柏原市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 1 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

柏原市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

柏原市自転車駐車場条例（平成5年柏原市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第2条第1項第11号の3」を「第2条第1項第11号の4」に、「身体障害者用の車椅子」を「身体障害者用の車」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第48号

令和5年度柏原市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度柏原市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ908,961千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,285,177千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		4,820,230	527,259	5,347,489
	2 国庫補助金	693,864	527,259	1,221,123
15 府支出金		2,053,583	1,395	2,054,978
	2 府補助金	364,545	1,395	365,940
18 繰入金		740,272	79,277	819,549
	1 基金繰入金	740,272	79,277	819,549
19 諸収入		1,400,319	301,030	1,701,349
	5 雑入	1,093,766	301,030	1,394,796
歳入合計		27,376,216	908,961	28,285,177

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,636,649	5,522	2,642,171
	1 総務管理費	1,984,889	5,522	1,990,411
3 民生費		12,410,988	646,409	13,057,397
	1 社会福祉費	6,047,904	641,853	6,689,757
	2 児童福祉費	4,450,900	2,050	4,452,950
	3 生活保護費	1,911,284	2,506	1,913,790
4 衛生費		2,565,908	28,928	2,594,836
	1 保健衛生費	1,436,450	28,928	1,465,378
5 農林水産業費		107,491	9,320	116,811
	1 農業費	97,158	9,320	106,478
6 商工費		163,972	141,000	304,972
	1 商工費	163,972	141,000	304,972
9 教育費		2,607,314	77,782	2,685,096
	1 教育総務費	736,329	77,782	814,111
歳出合計		27,376,216	908,961	28,285,177

令和5年度柏原市一般会計補正予算（第3号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
14		国庫支出金	4,820,230	527,259	5,347,489			
	2	国庫補助金	693,864	527,259	1,221,123			
	1	総務費国庫補助金	16,433	510,100	526,533	2 総務管理費補助金	510,100	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
	2	民生費国庫補助金	262,954	1,253	264,207	3 生活保護費補助金	1,253	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
	3	衛生費国庫補助金	84,097	6,906	91,003	1 保健衛生費補助金	6,906	妊娠・出産包括支援事業補助金 50 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 6,856
	6	農林水産業費国庫補助金	0	9,000	9,000	1 農業費補助金	9,000	農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金

## (款) 15 府支出金

## (項) 2 府補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
15		府支出金	2,053,583	1,395	2,054,978				
	2	府補助金	364,545	1,395	365,940				
		1	総務費府補助金	6,700	1,155	7,855			
						1	総務管理費補助金	1,155	デジタルサービス導入促進事業費補助金
	4	農林水産業	5,764	240	6,004				
		費府補助金				1	農業費補助金	240	多面的機能支払交付金

## (款) 18 繰入金

## (項) 1 基金繰入金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
18		繰入金	740,272	79,277	819,549				
	1	基金繰入金	740,272	79,277	819,549				
		1	基金繰入金	740,272	79,277	819,549			
						1	繰入金	79,277	財政調整基金繰入金 57,305 ふるさと基金繰入金 21,972



(款) 19 諸収入

(項) 5 雑入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
19		諸収入	1,400,319	301,030	1,701,349				
	5	雑入	1,093,766	301,030	1,394,796				
		2 雑入	1,092,636	301,030	1,393,666				
						1 雑入	301,030	その他雑入	

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
2		総務費	2,636,649	5,522	2,642,171	4,367	1,155				
	1	総務管理費	1,984,889	5,522	1,990,411	4,367	1,155				
		1 一般管理費	846,316	1,250	847,566	国庫支出金 1,250					
								11 役務費	20	10 防犯対策事業	
								18 負担金、補助及び交付金	1,230	通信運搬費	20
										防犯灯電気料金高騰	1,230
										対策支援金	
		2 文書広報費	31,784	2,310	34,094	府支出金 1,155	1,155				
								12 委託料	2,310	5 ウェブサイト等管理運営事業	
										市公式LINE機能拡充業務	
										委託料	

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
		7	自治振興費	85,095	1,962	87,057	国庫支出金 1,962			
								11 役務費 18 負担金、補助及び交付金	12 1,950	1 自治振興事業 通信運搬費 町会等管理施設エネルギー価格高騰対策 支援金 12 1,950

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3			民生費	12,410,988	646,409	13,057,397	346,664	299,745		
	1		社会福祉費	6,047,904	641,853	6,689,757	345,411	296,442		
		1	社会福祉総務費	1,208,269	296,442	1,504,711		296,442		
								22 償還金、利子及び割引料	296,442	2 福祉総務課事務費 令和3年度国庫補助 金返還金 285,565

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明	
						特定財源	一般財源	区	分			金
											令和4年度国庫補助 金返還金	10,877
	12	電力・ガス ・食料品等 価格高騰重 点支援給付 金事業費	0	345,411	345,411	国庫支出金 345,411						
								10 需用費	153	1	電力・ガス・食料品等価格高騰	
								11 役務費	1,258		重点支援給付金給付事業	
								12 委託料	44,000		消耗品費	153
								18 負担金、補 助及び交付 金	300,000		通信運搬費	70
											手数料	1,188
											電力・ガス・食料品	44,000
											等価格高騰重点支援 給付金給付業務委託 料	
											電力・ガス・食料品	300,000
											等価格高騰重点支援 給付金	

## (項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
2	1	児童福祉費	4,450,900	2,050	4,452,950		2,050				
		児童福祉総務費	405,516	2,050	407,566		2,050	12 委託料	2,050	5	子育て支援課事務費 子どもの生活に関する実態調査共同実施業務委託料

## (項) 3 生活保護費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
3	1	生活保護費	1,911,284	2,506	1,913,790	1,253	1,253				
		生活保護総務費	101,284	2,506	103,790	国庫支出金 1,253	1,253	12 委託料	2,506	2	福祉総務課事務費 生活保護システム改修業務委託料

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						特定財源	一般財源	区 分	金 額		
4		衛生費	2,565,908	28,928	2,594,836	28,878	50				
	1	保健衛生費	1,436,450	28,928	1,465,378	28,878	50				
		1	保健衛生総務費	690,721	21,972	712,693	その他 21,972				
									27 繰出金	21,972	3 病院事業会計繰出金
2	予防費	634,117	6,956	641,073	国庫支出金 6,906	50					
								18 負担金、補助及び交付金	6,956	3 母子保健事業 産後ケア助成金 100 8 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 ワクチン接種促進協力金 6,856	

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
5		農林水産業費	107,491	9,320	116,811	9,240	80			
	1	農業費	97,158	9,320	106,478	9,240	80			
	3	農業振興費	16,454	320	16,774	府支出金 240	80			
								18 負担金、補助及び交付金	320	1 農業振興事業 多面的機能支払交付金
4	農業土木費	13,943	9,000	22,943	国庫支出金 9,000					
						12 委託料	9,000	2 ため池等維持補修事業 山ノ井大池廃止工事測量設計 業務委託料		

## (款) 6 商工費

## (項) 1 商工費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
6		商工費	163,972	141,000	304,972	83,695	57,305			
	1	商工費	163,972	141,000	304,972	83,695	57,305			
		2	商工業振興費	63,730	141,000	204,730	国庫支出金 83,695	57,305	12 委託料	141,000

## (款) 9 教育費

## (項) 1 教育総務費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
9		教育費	2,607,314	77,782	2,685,096	77,782				
	1	教育総務費	736,329	77,782	814,111	77,782				
		4	学校給食費	296,671	77,782	374,453	国庫支出金 77,782		18 負担金、補助及び交付金	77,782



議案第49号

令和5年度柏原市市立柏原病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度柏原市市立柏原病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入の補正）

第2条 令和5年度柏原市市立柏原病院事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（ 既決予定額 ）	（ 補正予定額 ）	（ 計 ）
収 入			
第1款 資本的収入	297,296千円	0千円	297,296千円
第1項 企 業 債	120,000千円	△ 21,972千円	98,028千円
第3項 補 助 金	0千円	21,972千円	21,972千円

(企業債の補正)

第3条 予算第6条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
医療機器等整備事業	80,000千円	58,028千円

令和5年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

補 正 予 算 実 施 計 画

資 本 的 収 入

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			297,296	0	297,296	
	1 企業債		120,000	△ 21,972	98,028	
		1 企業債	120,000	△ 21,972	98,028	
	3 補助金		0	21,972	21,972	
		1 他会計補助金	0	21,972	21,972	

令和5年度柏原市市立柏原病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）  
（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

（単位：千円）

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	973
	減価償却費	356,532
	長期前払消費税償却額	21,038
	資本費繰入収益	△ 83,750
	賞与引当金の増加額	231
	退職給付引当金の増加額	118,532
	長期前受金戻入額	△ 155,523
	受取利息及び受取配当金	△ 10
	支払利息	59,438
	固定資産除却損	4,000
	未収金の増加額	△ 63,017
	未払金の減少額	△ 44,815
	貯蔵品の減少額	1,458
	小計	215,087
	受取利息及び受取配当金	10
	利息の支払額	△ 59,438
	業務活動によるキャッシュ・フロー	155,659
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 104,205
	一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	283,018
	投資活動によるキャッシュ・フロー	178,813
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良企業債による収入	98,028
	建設改良企業債の償還による支出	△ 454,417
	ファイナンス・リース債務の返済による支出	△ 882
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 357,271
4	資金増加（減少）額	△ 22,799
5	資金期首残高	2,963,362
6	資金期末残高	2,940,563

令和5年度柏原市市立柏原病院事業予定貸借対照表  
(令和6年3月31日)

資 産 の 部

	千円	千円	千円	千円
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
ア 土 地		273,757		
イ 建 物	7,721,953			
減価償却累計額	<u>△ 3,788,120</u>	3,933,833		
ウ 車 両	3,197			
減価償却累計額	<u>△ 3,037</u>	160		
エ 器 械 備 品	2,319,291			
減価償却累計額	<u>△ 1,575,715</u>	743,576		
オ リ ー ス 資 産	4,935			
減価償却累計額	<u>△ 1,883</u>	<u>3,052</u>		
有形固定資産合計			4,954,378	
(2) 無 形 固 定 資 産				
ア ソフトウェア		<u>0</u>		
無形固定資産合計			0	
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産				
ア 長 期 前 払 消 費 税		<u>51,289</u>		
投資その他の資産合計			<u>51,289</u>	
固 定 資 産 合 計				5,005,667
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			2,940,563	
(2) 未 収 金		609,788		
貸 倒 引 当 金		<u>△ 14,937</u>	594,851	
(3) 貯 蔵 品			<u>12,861</u>	
流 動 資 産 合 計				<u>3,548,275</u>
資 産 合 計				<u><u>8,553,942</u></u>

## 負 債 の 部

	千円	千円	千円	千円
3 固 定 負 債				
(1) 企 業 債				
ア 建設改良等の財源に 充てるための企業債	<u>2,766,539</u>			
企業債合計			2,766,539	
(2) 引 当 金				
ア 退職給付引当金	<u>977,489</u>			
引当金合計			977,489	
(3) 長期リース債務			<u>2,424</u>	
固定負債合計				3,746,452
4 流 動 負 債				
(1) 企 業 債				
ア 建設改良等の財源に 充てるための企業債	<u>462,267</u>			
企業債合計			462,267	
(2) 引 当 金				
ア 賞与引当金	<u>166,150</u>			
引当金合計			166,150	
(3) 短期リース債務			882	
(4) 一時借入金			200,000	
(5) 未 払 金			318,589	
(6) その他流動負債			<u>19,928</u>	
流動負債合計				1,167,816
5 繰 延 収 益				
(1) 繰 延 収 益				
ア 長期前受金			6,708,073	
長期前受金収益化 累計額			<u>△ 5,587,456</u>	
繰延収益合計				<u>1,120,617</u>
負債合計				<u><u>6,034,885</u></u>

資 本 の 部

	千円	千円	千円	千円
6 資 本 金				1,207,261
7 剰 余 金				
(1) 資 本 剰 余 金				
ア 他 会 計 負 担 金		119,800		
イ 受 贈 財 産 評 価 額		6,098		
ウ 寄 附 金		<u>6,050</u>		
資 本 剰 余 金 合 計			131,948	
(2) 利 益 剰 余 金				
ア 減 債 積 立 金		600,000		
イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金		<u>579,848</u>		
利 益 剰 余 金 合 計			<u>1,179,848</u>	
剰 余 金 合 計				<u>1,311,796</u>
資 本 合 計				<u>2,519,057</u>
負 債 資 本 合 計				<u>8,553,942</u>

補 正 予 算 基 礎 資 料

資 本 的 収 入

収 入

(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 企 業 債		120,000	△ 21,972	98,028			
	1 企 業 債	120,000	△ 21,972	98,028			
					企 業 債	△ 21,972	医療機器等整備事業に伴う企業債
3 補 助 金		0	21,972	21,972			
	1 他 会 計 補 助 金	0	21,972	21,972			
					他 会 計 補 助 金	21,972	まちづくり応援寄附金からの繰入